

平成24年 2月 6日

平成23年度体育施設利用団体 各位

嵐山町文化スポーツ課
スポーツ担当

平成24年度団体登録について（ご案内）

嵐山町では平成24年度体育施設利用団体登録申請を下記により受付します。

団体登録は、毎年更新することになっておりますので、この通知を送付された団体は、平成24年3月31日をもって期限切れとなります。

つきましては、平成24年度も体育施設を利用する団体は、新規登録を忘れずに済ませますようご案内申し上げます。

記

- 1 受付期間 平成24年3月1日（木）から
- 2 受付場所 文化スポーツ課
Tel 62-0824(直通)
- 3 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日及び祝日は除く）
- 4 登録申請用紙 ①町のホームページよりダウンロード（Excel）
（トップページの「スポーツ施設の利用の仕方」内の「団体登録について」をクリックしてください。）
（嵐山町HPアドレス <http://www.town.ranzan.saitama.jp>）
②窓口での配布（役場文化スポーツ課、海洋センター、ふれあい交流センターの3箇所）

（現在利用している「体育施設利用団体登録済証」は、3月31日まで利用できます。4月1日以降の利用は新しく登録した番号で利用申請して下さい。）

- 5 スポーツ安全保険について
ケガをしたときのためにスポーツ傷害保険の加入をお勧めします。
なお、前年度加入された団体は、代表者宛に郵送されますのでそちらを利用してください。
また、加入希望で用紙がない団体については、役場文化スポーツ課、B&G海洋センター、ふれあい交流センターにも加入用紙があります。
- 6 申請提出書類
◎団体登録 ①嵐山町体育施設利用団体登録申請書 ②団体構成員名簿
◎個人登録 ①嵐山町体育施設利用登録申請書（個人用）
- 7 登録について
・裏面をご覧ください。
- 8 利用上の注意
別紙1をご覧ください。

※団体登録について

- ①5名以上で、町内在住又は在勤者で、在住在勤者の割合が80%以上であること。
- ②20歳以上の者が必ず代表者となること。未成年者だけの団体登録は出来ません。
- ③登録する場合は、必ず住所・氏名・年齢・電話番号を記入すること。
(人数が多い場合は、団体で作成した名簿でも提出可能ですが、様式に準じたもので提出して下さい)
- ④在勤者については、勤務先を記入すること。
- ⑤住所は必ず郵便物が届く住所にして下さい。(会社などは部署名まで記入)
- ⑥代表者が変更になった場合、速やかにスポーツ担当までご連絡ください。
(次年度の更新案内等の通知が届かなくなります。)
- ⑦経費節減のため、紙による通知等できるだけしないようにしますので、メールアドレスは、できるだけ記入してください。
- ⑧その他、登録に関し不明な点がありましたら、文化スポーツ課スポーツ担当までご連絡下さい。

変更予定事項 (重要)

・通知文書等のメール配信

経費節減を図るため、各種案内等の通知文書をパソコンへのメール配信を実施したいと思います。

団体の中でパソコンのない方については、今までどおり郵送いたしますが、ある団体については、できるだけアドレス記入をお願いいたします。

・個人登録受付の開始について

個人種目(テニス・卓球等)に限り個人登録ができるようにしました。

テニスコート・体育館等の施設利用希望者で人数が5名未満の方は、個人登録をしてください。

ただし、予約は2週間前からとなります。

問合せ先

嵐山町文化スポーツ課 スポーツ担当

TEL 62-0824 (直通)

FAX 62-0715

mail negishi-toshin@town.ranzan.saitama.jp